

議案第76号

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部改正について

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年12月4日

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、利用者負担の公平性を図ることを目的に、土曜日利用料を新たに設定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

北名古屋市児童クラブ設置条例（平成18年北名古屋市条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

利用料表

学年	利用児童1人当たりの月額利用料			
	基本利用料	土曜日利用料	夏季休業日 利用料	延長利用料
第1 学年	4,500円	1,000円	7月 1,000円 8月 2,500円	1,000円
第2 学年	3,500円			
第3 学年 から 第6 学年 まで	2,500円			

備考 土曜日利用、夏季休業日利用（北名古屋市立学校管理規則（平成18年北名古屋市教育委員会規則第7号）に規定する夏季休業日における児童クラブの利用をいう。）又は延長利用（午後6時30分を超える児童クラブの利用をいう。）をする場合は、基本利用料の額にそれぞれの利用料の額を加算して徴収する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。